

「食育推進計画（第3次）」の概要（改正点）

第2次計画

第3次計画

基本理念	「心身の健康の増進と豊かな人間形成、明るい家庭づくり」の実現
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての県民がそれぞれの食育活動をすすめる ○ 県民が生涯にわたり健全な食生活が実践できるよう、すべての関係者で食に関する環境の整備を図る ○ 五つの国（地域）の特長や、阪神・淡路大震災、東日本大震災の経験を活かして、ひょうごの食育をすすめる
期 間	平成24～28年度までの5年間
コンセプト	実践と連携 ※ひとりひとりの実践を強化するとともに、個人や家庭の食育を地域の関係者が連携し支援する。
キャッチフレーズ	食で育む 元気なひょうご～みんなでとりくみ つなぎ ひろげる～
重点課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世代の食育力の強化 食の課題の多い子育て世代の食の実践力を高め、生涯にわたる健全な食生活の推進と家庭の食育力を強化 ○ 未来を担う世代への食育の推進 ～乳幼児期、学童期、思春期～ 学校、幼稚園、保育所等と家庭、地域との連携強化や、家庭や地域の食育力の向上 ○ 地産地消による食育の推進 地産地消をすすめ、地域の食文化やひょうごの「農」との関わりを一層深める環境づくり、地域への愛着を感じる人づくり ○ 地域における食育活動の連携強化 ボランティア等団体・組織の活動強化、団体・組織間の新たな連携づくりなど、地域の食育をすすめる基盤整備の充実
施策展開	<ol style="list-style-type: none"> 1 健全な食生活の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい食生活や食品の安全性に関する知識の習得 ・食の実践力の獲得 ・災害等に備えた食に関する知識と実践力の育成 2 「農」と食の営みを支える活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・生産者と消費者の信頼関係の構築 ・体験活動等による「農」への理解促進 3 ひょうごの食文化の継承と創造 <ul style="list-style-type: none"> ・郷土料理の継承 ・地域食材の活用と新しい食文化への取り組み ・ひょうごの自然環境と調和・共生する地域づくり 4 食育活動の推進と連携体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域・職場等での食育の実践 ・ボランティア活動の充実・強化、県民運動の推進 ・学習機会の提供 ・幼稚園・保育所等における食育 ・食育活動に資する調査研究 ・市町食育推進計画の策定と施策の促進 ・食の安全安心と食育審議会の開催

基本理念	「心身の健康の増進と豊かな人間形成、明るい家庭と元気な地域づくり」の実現
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての県民がそれぞれの食育活動をすすめる ○ 県民が生涯にわたり健全な食生活が実践できるよう、すべての関係者で食に関する環境の整備を図る ○ <u>“ひょうごらしさ”を活かした食育をすすめる</u>（ひょうごの五つの国の特徴、震災の経験と教訓）
期 間	平成29～33年度までの5年間
コンセプト	実践と連携の環をひろげる ※県民や家庭、学校や地域など、すべての関係者の実践の継続と、すべての関係者がつながり、切れ目ない食育の実践を支援する。
キャッチフレーズ	食で育む 元気なひょうご ～ごはん・大豆・減塩・プラス1（野菜、朝食、主食・主菜・副菜、共食、地産地消など）の実践～
重点課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若い世代の食育力の強化【拡】 子どもから若い世代（20～30歳代）の食に関する知識と実践力の向上を図り、若い世代が次世代（親から子）へ伝えつなげるための食育を強化する。 ○ 多様な暮らし方を支援するための食育推進【新】 核家族、ひとり親世帯、高齢者のひとり暮らし等の多様な家庭環境やライフスタイルに応じた食育を支援するとともに、健康寿命の延伸につながる減塩等の推進、生活習慣病や低栄養の予防・改善に向けた食育を推進する。 ○ 食や「農」への理解を促進するための食育推進【拡】 地域で採れる食材とその背景となる風土や農山漁村の理解を進めるとともに、地域の特色を活かした食文化の継承と創造を推進する。 ○ 食育活動を充実するための連携強化、推進体制の充実 地域で食育活動に取り組むボランティア等の団体、組織の活動を強化し、食育を推進する体制を充実する。
施策展開	<ol style="list-style-type: none"> 1 若い世代を中心とした健全な食生活の実践【拡】 <ul style="list-style-type: none"> ・健やかな発育、基本的な生活習慣の形成（乳幼児期・学童期・思春期） ・幼稚園、保育所、認定こども園等における食育推進 ・学校における食育推進 ・健康的な生活習慣の定着（20～30歳代） ・家庭の食育力の強化（共食の推進、親から子への継承） 2 健やかな暮らしを支える食育活動の推進【新】 <ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命の延伸に向けた食の健康の推進（減塩、生活習慣病・低栄養予防、歯と口腔の健康） ・食品表示への理解促進、リスクコミュニケーションの普及 ・災害時の食の備えの普及 3 食や「農」に積極的に関わる活動の推進【拡】 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者と生産者が支え合う県産県消（地産地消）の推進 ・食と「農」への積極的な関わりへの推進（農作業体験や農山漁村との交流など） ・地域色豊かな食文化の継承と創造 4 食育推進のための体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・食育に資する人材育成、ボランティア活動の充実強化 ・県民と一体となった活動の推進、連携体制の強化 ・栄養・食生活に関する調査研究、情報収集、発信